

横浜市教育委員会
定例会会議録

- 1 日 時 平成26年8月1日（金）午前10時00分
- 2 場 所 教育委員会会議室
- 3 出席委員 今田委員長 西川委員 間野委員 坂本委員 長島委員 岡田委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 議事日程 別紙のとおり
- 6 議事次第 別紙のとおり

教 育 委 員 会 定 例 会 議 事 日 程

平成 26 年 8 月 1 日（金）午前 10 時 00 分

- 1 会議録の承認
- 2 教育長一般報告・その他報告事項
- 3 審議案件
教委第 34 号議案 特別支援学校及び小・中学校個別支援学級用教科書、高等学校用教科書並びに小学校用教科書の採択について
- 4 その他

[開会時刻：午前10時00分]

～傍聴人入室～

今田委員長

それでは、ただいまから教育委員会定例会を開会いたします。

初めに、会議録の承認を行います。7月4日の会議録の署名者は、間野委員と坂本委員です。会議録につきましては、既にお手元に送付してございますが、字句の訂正を除き、承認してよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

今田委員長

それでは、承認いたします。字句の訂正がございましたら、後ほど事務局までお伝えください。なお、前回7月18日の会議録については、準備中のため、次回以降に承認することといたします。

次に、議事日程に従い、教育長から一般報告をお願いいたします。

岡田教育長

【教育長一般報告】

1 市会関係

○7/22～24 こども青少年・教育委員会（視察）

2 市教委関係

(1) 主な会議等

○7/18 平成26年度第1回横浜市・神奈川県警察合同防犯対策会議

○7/29・30 よこはま子ども国際平和スピーチコンテスト

(2) 報告事項

報告します。まず、市会の関係ですけれども、7月の22日から24日まで、こども青少年・教育委員会の視察が行われまして、伊東総務課長が同行いたしました。場所ですけれども、岩手県の遠野市の綾織小学校、それから遠野市の総合食育センター、さらに防災の視点から釜石市教育委員会、盛岡市教育委員会などを訪問いたしました。

主な会議ですけれども、7月18日に、平成26年度第1回の横浜市・神奈川県警察合同防犯対策会議が、神奈川県警察で行われました。この日は教育委員会が開催されていたために、斉藤健康教育・人権教育担当部長が私の代理で出席をいたしました。具体的には、県内、市内の犯罪情勢と防犯対策、振り込め詐欺の現状と対策、そして日ノ出町等の地域まちづくり事業についての報告がありました。

7月の29日・30日ですが、よこはま子ども国際平和スピーチコンテストを西公会堂で開催をいたしました。このスピーチコンテストの参加者は、児童生徒53,000名ですけれども、そこから各区の代表を選び、29日に小学生の部、30日に中学生の部のそれぞれの代表を選びました。小学生の部で市長賞、教育長賞、審査委員長賞を選びまして、市長賞に選ばれました2人、それから中学生の部も同じですが2人、計4人がニューヨークに派遣されます。感想ですが、小学生の部は男女ともに各区の代表で選ばれておりまして、最終の2人は全員女性、中学生

の部は各区代表そのものが18人が全員女性でして、今回ニューヨークに派遣を決めた4人は全員女性になりました。5万3,000人はもちろん、男性等もちろん入っていますけれども、中学校の各代表が全員女性だったというのは今年初めてかなと思います。良いか悪いかは別ですけど、以上、報告させていただきました。

今田委員長

教育長の報告が終了しましたが、御質問等ございましたらどうぞ。よろしいですか。良いか悪いかについては、皆さんいろいろ御意見おありでしょうけど、それは一つ内心の問題にさせていただいて、それでは、次に議事日程に従い審議案件に移ります。

教委第34号議案「特別支援学校及び小・中学校個別支援学級用教科書、高等学校用教科書並びに小学校用教科書の採択について」を審議議題といたします。

まず、今回採択する教科書の校種やこの間の経過等について、所管課から説明をお願いいたします。

入内嶋指導部長

おはようございます。指導部長、入内嶋でございます。

まず、私のほうから採択にかかわる全体的な説明をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

お手元の大きなファイルのインデックス1をお開けください。教委第34号議案「特別支援学校及び小・中学校個別支援学級用教科書、高等学校用教科書並びに小学校用教科書の採択について」御説明をいたします。

1枚おめくりいただきまして、裏面の議案の2ページを御覧ください。

これは平成27年度に横浜市立の特別支援学校及び小・中学校個別支援学級、高等学校、南高等学校で使用する教科書、並びに平成27年度から30年度に小学校で使用する教科書を採択することについて提案するものでございます。

右側の3ページを御覧ください。

採択いたします教科書は、1の(1)平成27年度使用、特別支援学校及び小・中学校個別支援学級用教科書、(2)平成27年度使用、高等学校用教科書、(3)平成27年度使用、南高等学校用教科書、(4)平成27年度から30年度使用、小学校用教科書でございます。

なお、中高一貫教育校である南高等学校の教科書につきましては、南高等学校附属中学校において、南高等学校の学習内容を一部移行して実施する際に使用する教科書も含まれます。

1枚おめくりいただきまして、資料1の5ページから8ページまでが、5月2日の教育委員会で策定し、6月6日の教育委員会で一部修正いたしました平成26年度横浜市教科書採択の基本方針でございます。

続きまして9ページ、資料2でございますが、資料2は教科書取扱審議会に教科書の調査・審議を諮問するに当たり示しました「具体的な調査項目」でございます。

さらに、資料3をおめくりいただきまして11ページ、裏の12ページには、平成26年度の教科書採択手順、そして資料4、13ページには横浜市教科書取扱審議会条例を添付してございます。

ここまでの資料は、本日傍聴されている方々にもお配りをさせていただいております。

ファイルのインデックス2から6番までは、教科書取扱審議会から教育委員会に提出された答申でございます。この答申につきましては、採択終了まで非公開となっておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、次に答申に至るまでの教科書取扱審議会及びその後の経過について

御説明をいたします。

インデックス1番にお戻りいただきまして、5ページでございます。

教育委員会では、採択に当たり、「平成26年度横浜市教科書採択の基本方針」を決定いたしました。この基本方針は、議案の資料として5ページに添付してございます。「基本方針」7ページにあります「4 採択の流れ」(1)を御覧ください。ここで示しましたとおり、教育委員会は横浜市教科書取扱審議会条例に基づいて審議会を設置し、教科書採択の基本方針を踏まえ、別途定める具体的な調査項目に基づいて調査・審議を行うよう、平成26年5月15日に教科書取扱審議会に諮問をいたしました。

続きまして、教科書取扱審議会の審議経過について御報告いたします。

議案資料11ページを今一度御覧ください。資料3「教科書採択手順」でございますが、上段のほうの図で御説明を申し上げたいと思います。

こちらには高等学校と特別支援学校及び小・中学校個別支援学級用教科書の採択手順について図で示しております。

審議会は②にございます教育委員会の諮問を受けまして、右側の破線の四角囲みの中にありますように5月15日、7月3日、7月10日、7月17日の計4回開催いたしました。この間、審議会では専門的かつ綿密な調査研究を行うために③、④にございますように、教科書調査員として任命された教員等が⑤、⑦にございますように「教科書調査員報告書」を作成いたしました。

まず、特別支援学校及び小・中学校個別支援学級及び高等学校、南高等学校につきましては、⑤、⑦、図の下のほうになりますが、児童生徒一人ひとりの学習実態や学校ごとの教科・科目の開設状況が異なることから、各学校長に「教科用図書意見報告書」を提出するよう依頼いたしました。

次に、1枚おめくりいただきまして、小学校でございます。同じく上段の図を、御覧ください。小学校の教科書につきましても、図の③、④にございますように審議会では専門的かつ綿密な調査研究を行うため任命されました教科書調査員が、同様に⑤、⑦にありますように「教科書調査員報告書」を作成いたしました。

あわせて、審議する上で、児童の学習実態を把握するため、審議会から教育委員会事務局に横浜市の児童の学習実態に関する意見の提出を求めました。

指導主事が学校訪問や横浜市学力・学習状況調査等の分析を通して、教科ごとに総合的に調査を行い、お手元のファイルのインデックス7にお示ししましたが、「横浜市の児童の学習実態」を作成してございます。各教科・種目ごとに示してございます。

最後になりますが、審議会ではこれらの資料や教科書見本本、文部科学省が公開している「教科書編集趣意書」などの資料に基づきまして、4回の審議会で慎重に研究・協議を行ってまいりました。そして、図の⑧でございますが、審議会決定された答申が7月22日に教育長に手交されまして、教育委員会に提出されました。

なお、答申文につきましては、ファイルのインデックス2に入っておりますので、御覧いただければと思います。

それ以降、本日まで各教育委員の皆様におかれましては、答申などの資料や教科書見本本に基づきまして、教科書の研究を進めてきていただいているところでございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

今田委員長

ただいまの説明について、御質問等がありましたらどうぞ。よろしいですか。

それでは、御質問がなければ順次審議を進めてまいります。

まず、審議の順番ですが、初めに特別支援学校及び小・中学校個別支援学級用教科書を、次に高等学校用教科書及び南高等学校用教科書、その次に小学校用教科書の順番で、それぞれ答申の内容の説明を聞いた後、意見交換を行い、採決を行います。

それでは、特別支援学校及び小・中学校個別支援学級用教科書の審議に入ります。答申の内容について説明をお願いします。

吉原指導主事
室長

指導主事室長の吉原でございます。

まず、特別支援学校及び小・中学校個別支援学級用教科書答申について御説明申し上げます。

インデックス3番、「平成27年度使用 特別支援学校及び小・中学校個別支援学級用教科書答申」を御覧いただきたいと思っております。

表紙を1枚おめくりいただきますと、答申する教科書と答申理由が記載されております。答申する教科書は別紙一覧のとおりとなっております。別紙一覧につきましては、そのページから1枚おめくりいただきましたところから記載がございます。

答申理由を読み上げさせていただきますので、前のページにお戻りください。

本市の各特別支援学校及び個別支援学級設置小学校・中学校では、児童生徒の障害の状態が異なっているため、「平成26年度横浜市教科書採択の基本方針」に基づき、各学校の教育課程や年間指導計画、児童生徒一人ひとりの「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」に即して最も適切である教科書について、各学校長に対して意見の報告を求めた。

本審議会では、この各学校長より提出された「教科用図書意見報告書」を尊重しつつ、その内容を「教科書調査員報告書」とあわせて、慎重に審議した。

その結果、各特別支援学校及び個別支援学級設置小学校・中学校が、その教育課程のもとで、児童生徒の障害の状態、学習状況、興味・関心等を踏まえ、かつ、各児童生徒の「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」に沿って、教科等の目標の実現を図ることができる教科書として、別紙一覧に掲げた教科書が適切であると認められたため、答申するものである。

1枚おめくりください。答申する教科書が一覧となっております。

1ページの「1 特別支援学校（視覚障害）」の「1 小学部」から、検定済教科書、1枚おめくりいただきまして、文部科学省著作教科書、一般図書、拡大教科書・点字教科書につきまして、左から順に発行者番号、発行者略称、教科書の記号・番号、書名等が記載されております。

以下、4ページからは「2 中学部」、7ページからは「3 高等部」と記載しております。

続きまして、14ページを御覧ください。

「Ⅱ 特別支援学校（聴覚障害）」について、「小学部」から順に「中学部」、「高等部」と続きます。さらに、18ページ、こちらには、「Ⅲ 特別支援学校（知的障害）」、4ページを進んでいただきまして22ページには、「Ⅳ 特別支援学校（肢体不自由）」、25ページにいきますと、「Ⅴ 特別支援学校（病弱）」と障害の種別ごとに記載してあります。もう一枚おめくりいただきまして、27ページからは、「Ⅵ 個別支援学級」の記載があります。27ページに「知的障害」、おめくりいただきまして28ページに「自閉症・情緒障害」、さらに「弱視」の順に記載がございます。

29ページの次を御覧ください。こちらに「一般図書一覧」とあります。

1枚おめくりいただきますと、教育委員会事務局が作成し、各学校に示した「教科用図書選定参考一覧」に記載のある、図書の発行者名や書名などが、数ページにわたり454種類記載してございます。さらに、14ページ以降を御覧いただきますと、こちらには「教科用図書選定参考一覧」に記載のない図書が88種類記載してございます。この一覧では、あわせて542種類の一般図書が上げられております。

特別支援学校及び小・中学校個別支援学級用教科書答申につきましては以上でございます。

今田委員長

所管課から説明が終了しましたが、御意見等ございますか。よろしいですか。特に御意見等がなければ、これより採決を行いたいと思っておりますがいかがでしょうか。長島委員、何かありますか。

長島委員

十分に各学校の意見を聞いた上で、この答申が上がっていると思います。身近な職員の方々が子供たちの状況に合わせて選ばれているものですから、実態に即していると思ひまして、この答申された一覧のとおり採択するということがいかがでしょうか。

今田委員長

今、長島委員から答申された一覧のとおり採択してはどうかという意見がありました。皆さん、どうでしょうか。答申された一覧のとおり採択ということによろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

今田委員長

それでは、特別支援学校及び小・中学校個別支援学級用教科書については、答申された一覧のとおり採択をいたします。

次に、高等学校用教科書及び南高等学校用教科書の審議に入ります。

答申の内容について説明をお願いいたします。

吉原指導主事
室長

それでは、まず、高等学校用教科書答申について御説明いたします。

インデックスの4番、「平成27年度使用 高等学校用教科書答申」を御覧ください。

表紙を1枚おめくりいただきますと、答申する教科書と答申理由が記載されております。答申する教科書は別紙一覧のとおりとなっております。別紙一覧につきましては、そのページから1枚おめくりいただいたところから、教科・種目ごとにまとめて記載しております。

それでは、前のページにお戻りいただき、答申理由を読み上げさせていただきます。

本市の各高等学校は、平成23年3月に策定された「横浜市立高等学校教育振興プログラム」に基づき、特色ある学校づくりに取り組んでいる。特色ある学校づくりのために、各校には様々な使命があり、その使命や教育目標を踏まえた教科書を選定する必要がある。「平成26年度横浜市教科書採択の基本方針」に基づき、各校にとって最も適切である教科書について、一般図書（高等学校用）も含めて、各学校長に対して意見の報告を求めた。

横浜市教科書取扱審議会では、各学校長より提出された「教科用図書意見報告書」を尊重しつつ、その内容を、教科書目録に登載されている教科書について調査・研究した「調査員報告書」とあわせて慎重に審議した。

その結果、「横浜市立高等学校教育振興プログラム」に示された各校の使命、教育理念、生徒の進路状況等の概要、重視する取り組みを踏まえ、かつ各校の各教科・科目の目標の実現を図ることができる教科書として適当であると認められたため、別紙一覧のとおり、平成27年度に使用する教科書として答申するものである。

1枚おめくりください。答申する教科書が一覧となっておりますので、御覧いただきたいと思っております。

左側から、学校名、発行者の番号・略称、教科書の記号・番号、書名、各高校の選定理由、教科書の特徴の項目がございます。学校名の欄に複数の学校が記載している場合は、それぞれの学校で同じ教科書を選定しているということがございます。

1ページから3ページの上段までは、国語総合の一覧となっております。審議会では各学校が上げた選定理由と教科書調査員の報告にある教科書の特徴を検討し、選定は適切であると判断されました。他の教科・種目も同様に検討し、一覧としてまとめております。

101ページを御覧ください。一番上に記載がありますが、こちらには高等学校用の一般図書をまとめております。高等学校においても特に専門的な内容を学習するために、教科書目録に掲載のないものを一般図書として使用することができることになっております。

左側から学校名、発行者、書名、教科・科目のねらい、選定理由の項目がございます。

一番上に、横浜商業高校スポーツマネジメント科で使用するスポーツ概論の教科用図書として、大修館書店の「基礎から学ぶスポーツ概論」を記載してあります。その他、横浜商業高校商業科、国際学科、みなと総合高校、横浜総合高校で使う一般図書を一覧にしております。

平成27年度使用 高等学校用教科書答申では、教科書、延べ504点、一般図書26点が選定されております。

続きまして、南高等学校用教科書について御説明いたします。

インデックス5番、「平成27年度使用 南高等学校用教科書答申」を御覧ください。表紙を1枚おめくりいただきますと答申する教科書と答申理由が記載されております。答申する教科書は別紙一覧のとおりとなっております。別紙一覧につきましては、高等学校用教科書と同様に記載がございます。

それでは、答申理由を読み上げさせていただきます。

横浜市立南高等学校では、平成23年3月に策定された「横浜市立高等学校教育振興プログラム」に基づき、中高一貫教育校として、豊かな人間性と高い学力を育てるという使命があり、その使命や教育目標を踏まえた教科書を選定する必要がある。「平成26年度横浜市教科書採択の基本方針」に基づき、南高等学校にとって最も適切である教科書について、一般図書（高等学校用）も含めて、学校長に対して意見の報告を求めた。

横浜市教科書取扱審議会では、学校長より提出された「教科用図書意見報告書」を尊重しつつ、その内容を、教科書目録に登載されている教科書について調査・研究した「調査員報告書」とあわせて慎重に審議した。

その結果、「横浜市立高等学校教育振興プログラム」に示された南高等学校の使命、教育理念、生徒の進路状況等の概要、重視する取組を踏まえ、かつ、南高等学校の各教科・科目の目標の実現を図ることができる教科書として適当であると認められたため、別紙一覧のとおり、平成27年度に使用する教科書として答申するものである。

なお、一部の教科については、南高等学校附属中学校において南高等学校の学習内容を一部移行して実施するにあたり、使用する教科書として適当であると認められたため答申するものである。

1枚おめくりください。答申する教科書が一覧となっております。そちらには左側から発行者の番号・略称、教科書の記号・番号、書名、南高等学校の選定理由、教科書の特徴が記載されております。

一覧の1ページを御覧ください。ここには国語総合と国語表現の教科書について記載しております。他の教科・種目につきましても、同様に一覧としてまとめており、平成27年度使用 南高等学校用教科書答申として教科書45点を選定しております。なお、南高等学校では一般図書の選定はありませんでした。

答申理由にもありましたが、南高等学校用教科書として使用するもののうち、特に附属中学校において、南高等学校の学習内容を一部移行して実施する教科がございます。

国語総合、数学Ⅰ、数学A、コミュニケーション英語Ⅰの4種目ですが、それぞれ選定理由の中にその旨が記載されております。この4種目の教科書については、来年度の附属中学校3年生が有償にて購入し、そのまま高校1年生で継続して使用することとなります。

高等学校及び南高等学校用教科書の答申につきましては、以上でございます。

今田委員長

所管課から説明が終了しましたが、御意見等ございましたらどうぞ。

間野委員

確認ですけれども、審議会では学校長から出された教科用図書意見報告書があるわけですけれども、その意見報告書の中で答申に入らなかった、ここに掲載されてない教科書というのはありますか、あるいは変更されたものというのは。

吉原指導主事
室長

学校長から出された意見報告書どおりの答申になってございます。

間野委員

そうすると、各学校の使命や教育目標を踏まえて学校長から意見報告があったということなのですが、例えば進学重点校と総合高校が同じ教科書を選んでいるということは、どのように考えればいいのでしょうか。

吉原指導主事
室長

同じ教科書を複数の学校が選んでいるという例がございますが、総合高校におきましては様々な進路を目指す生徒がいるということで、その生徒にあわせた教科書が選ばれていると認識をしております。

間野委員

あともう一点、横浜商業高校スポーツマネジメント科が開設されて、一般図書で教科書を採択をしたというのがあるんですが、戸塚高校音楽コース、このコースならではの教科書、テキストというのは使われる予定があるのでしょうか。

入内嶋指導部
長

それでは私のほうから。戸塚高校の音楽コースにつきましては、2年次での音楽コースならではの科目として、音楽理論、ソルフェージュ、総合音楽、演奏法という学校設定科目を予定していると聞いております。

そして、これらの学校設定科目では教科書目録に掲載されている教科書を使用するのではなくて、自主作成教材や楽譜を使用して学習する予定ですので、答申に使用教科書として記載されるものはございません。

今田委員長	よろしいですか。
間野委員	はい。
今田委員長	西川先生、音楽の関係で何かありますか。
西川委員	間野委員のほうから聞かれて説明を受けましたので、そのとおりでよろしいかと思えます。
今田委員長	戸塚高校の音楽についてはどうですか。
西川委員	特別なコースですので、これというものではなくて、いろいろな角度から必要な資料、必要な材料を集めてくるという話は聞いておりますので、是非その方向でやっていただきたいというふうに思います。
今田委員長	その他、今の高等学校の関係で御質問等がございましたらどうぞ。よろしいですか。 それでは、御意見等がなければ、これより採決を行いたいと思えますがいかがでしょうか。よろしいですか。
西川委員	はい。
今田委員長	西川委員、どうぞ。
西川委員	非常に多くの教科書となっておりますが、各学校が、高等学校がそれぞれの使命とか教育理念とか、生徒の状況、進路状況等を確認して、開設予定科目の検討等もした上で学校長として意見を出されたと同いました。 それが審議会で承認されたという答申になっているということですので、答申された一覧のとおり採決がよろしいのではないかなと思います、いかがでしょうか。
今田委員長	ただいま西川委員から、答申された一覧のとおり採択してはどうかという意見がありましたが、答申された一覧のとおり採択ということでよろしいでしょうか。
各委員	<了 承>
今田委員長	それでは、異議なしということですので、高等学校用教科書及び南高等学校用教科書については、答申された一覧のとおり採択いたします。 次に、小学校用教科書の審議に入ります。 まず、今回採択する教科について所管課から説明をお願いします。
吉原指導主事室長	指導主事室長、吉原でございます。 それでは、まず小学校用教科書の概要について御説明いたします。 小学校で使用する教科書は、文部科学省の「小学校用教科書目録（平成27年度使用）」に登載された教科書の中から、教科・種目ごとに一つの発行者の教科書を採択いたします。

国語、書写、社会、地図、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、保健、以上9教科、11種目でございます。

横浜市は一採択地区となっておりますので、種目ごとに一つの発行者の教科書を教育委員会において採択していただくことになります。

続きまして、小学校用教科書答申の様式について御説明いたします。

インデックスの6番、「平成27年度～平成30年度使用 小学校教科書答申」を御覧ください。

全教科共通の表し方になっておりますので、国語を例に挙げさせていただきます。国語のインデックスをお開きください。最初に、「全体的特徴」を示しております。これは各教科とも文部科学省の「小学校用教科書目録」に示されたそれぞれの教科書について、「教科書調査員報告書」に基づき、調査・研究した結果をまとめたものです。

1枚おめくりください。ここからは具体の調査項目に沿いまして、観点1から観点3まで、調査項目ごとに教科書を調査・研究した内容と「横浜市の児童の学習実態」を踏まえて判断した結果、より適切と考えられる発行者が記載してあります。観点1から観点3の内容につきましても、議案の9ページにあります「具体的な調査項目」と同じでございます。

なお、調査項目の観点2（8）につきましても、保健のみとなっております。以上でございます。

今田委員長

それでは、次に各教科の教科書について、順次各種目の答申の説明を受けた後に、意見交換を行いたいと思います。

採決は全ての教科の終了後に一括して行いたいと思います。

それでは、まず国語から説明をお願いします。

吉原指導主事
室長

では、国語の説明をさせていただきます。

いま一度、インデックス6、国語の答申1ページにお戻りいただきたいと思えます。

この全体的特徴のページに示したように、国語は文部科学省の教科書検定を通りました東京書籍、学校図書、三省堂、教育出版、光村図書の5者でございます。

最初に、国語に関する「横浜市の児童の学習実態」を御説明いたします。

知識については概ね理解していること、言語活動に即した表現の仕方を身に付けることや、目的や場面、相手に応じて使い分けることなどの力を伸ばしていく必要があること。

また、今後取り組むべき点として、複数の本や文章を比べて読むことを通して、自分の考えや意見をより確かにしていくことが挙げられております。

入内嶋指導部
長

すみません。「横浜市の児童の学習実態」については、ファイルの7番のインデックスを開けていただきますと、今、室長が御説明させていただいた部分が書かれています。内容が細かいので、全体的な特徴を御説明させていただきますので、よろしく御説明いたします。

吉原指導主事
室長

申し訳ありません。

それでは、教科の特色に沿った視線で調査・研究した結果を御説明いたします。

国語のインデックスにお戻りいただきまして、2ページをお開きください。

観点1の(1)にあります、「教育基本法における教育の目標を実現するのによりふさわしい特色となっている点」をもとに、「幅広い知識と教養を身に付けること」、「豊かな情操と道徳心」という視点から分析しまして、全発行者が適切であると判断し、答申されております。

以下、同じような考え方で小学校用教科書の分析を行っております。

観点1の(2)及び(3)、(4)では全発行者が、観点2の(1)では全発行者が、観点2の(2)では東京書籍、学校図書、三省堂が、観点2の(3)では全発行者が、観点2の(4)では東京書籍、三省堂、光村図書が、観点2の(5)では教育出版、光村図書が、観点2の(6)では東京書籍、学校図書、教育出版、光村図書が、観点2の(7)では全発行者が、観点3では三省堂、教育出版、光村図書が、より適切であると答申されております。

以上が国語答申でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

今田委員長

それでは、国語の説明が終わりました。各委員から御意見がございましたら、どうぞ、おっしゃっていただきたいと思っております。

それでは、初めだから私から一言だけよろしいですか。国語は、とにかく基本中の基本ということで、「話す・聞く、書く、読む」というか、大きなこの3つの要素がしっかりどれも盛り込まれていると思うんですけども、まずその採択の観点あるいはその基本方針を踏まえながら、その編集の趣意書も参考にして、私は考えていきたいと思っておりました。いずれにしても、その授業をやる側の視点というものも、これはかなり大切なことかな、教える側の視点、すなわち单元ごとに学びのポイントがしっかり、きっちり明確に示されているか、あるいはねらい、それから流れ、振り返り、そういうものがしっかりなされているかどうかということ、その辺りのところを私は是非ポイントとして評価をしていきたいなというふうに思っております。

簡単ですけども、私の国語に対する考えを申し上げました。

どうぞ。

坂本委員

国語について感じたことを申し上げます。

まず、国語ではなくて、全体を見ました上で国語の教科書を見ますと、先ほど御説明ありましたように、観点1ということで教育基本法とか学習指導要領とか、そういうものにきちんと十分対応している教科書が全者ということで、大変に国語の教科書がレベルが高いんじゃないかと思っております。それが基本だと思っております。

それから、なおかつその後で、やっぱりどの項目も大変重要なんですね。国語というのは生きていく一番基本になる、自分を表現すること、相手とコミュニケーションするというのは、もう本当に大事なことです。そういう意味では基礎的、基本的な知識、理念の習得、それともう一つは自分が進んで学習する態度、国語というのは、自分が進んで生きていくことですから、これが非常に大切だと思っております。

それから、やはり言語というのはいろんな社会の中で、自分の問題、それから他人との問題、問題解決ということに非常に重要なツールであるので、問題解決型の学習によって考え表現する力というのを、十分見ていきたいと第1点は考えました。

それから、第2点目でございますけども、やっぱり今の時代、ICTというか、要するに情報管理が大事ななんですね。情報というのは言語の一つなんですね。ですから、情報リテラシーがないと人というのは、言語がうまく使えない人

と同じことをございますので、そういう意味でやっぱりICT活用能力や情報リテラシー、情報モラルについてある程度きちんと書かれているということが、今風の教科書にとっては欠かせないことだと思います。

それから3点目は、これはできればのことですけれど、横浜型小中一貫教育をするための学習の連続性ということも、他の科目よりは、私は国語の連続性というのは非常に重要だと思います。それはさっき言った理由によります。ですから、ここも重点に置いてみました。

そして、最後にこれはちょっと高望みかもしれませんが、国語というのは使う頻度が他の分より多いんですね。ですから、そういう意味で教科書の中身がいい上に、体裁が良くて快適で使いやすいと、そういうことがやっぱり国語を好きになってもらうことに大切なので、ここも他の科目よりは重点を置いてみました。

以上のような点で、他にも重要なのですが、さっき御説明がありましたように、ほとんどそれで良い評価を受けている発行者がありまして、私はそういう発行者はよく努力をしているなというふうに感じた次第でございます。

以上でございます。

今田委員長

ありがとうございました。他に、よろしいですか。今、全般的なしつかりとした内容のお話をいただきましたから、それでは次に移ります。よろしいでしょうか。

それでは、御意見がなければ、次に「書写」の説明をお願いします。

吉原指導主事
室長

書写のインデックスがついております1ページをお開きください。

書写の答申でございます。書写は東京書籍、学校図書、三省堂、教育出版、光村図書、日本文教出版の6者です。

書写に関する児童の学習実態といたしましては、「言語活動の経験や能力を進んで他教科や実生活で活用していくことに課題がある」こと、また今後取り組むべき点としては「家庭との連携のあり方を見直し、家庭学習を含めて学習習慣の定着を図る必要があること」が挙げられております。

この結果、観点1の(1)及び(2)、(3)、(4)では全発行者が、観点2の(1)及び(2)、(3)、(4)では全発行者が、観点2の(5)では東京書籍、光村図書、日本文教出版が、観点2の(6)及び(7)では全発行者が、観点3では学校図書、教育出版、光村図書、日本文教出版がより適切であると答申されております。

以上が書写答申でございます。よろしく願いいたします。

今田委員長

所管課からの説明が終わりました。各委員から御意見等ございましたらどうぞ。西川委員。

西川委員

先ほどからお話がありますが、生涯において文字を正しく、そして美しく書くということは、日常生活とか社会生活においてとても大事なことだと思います。そこで、基本となるものは書写の授業ではないかと考えます。どの教科書も本当に丁寧に、子供たちに分かりやすいように写真が入ったり、丸が入ったりいろいろなことが入りながら、子供たちが分かりやすいように丁寧に書かれているなど感じました。

まず、基本となる入り口のところで低学年の鉛筆の持ち方、それから筆の持ち方、それから机に向かう姿勢等々がとてもよく書かれているなというふうに関

じました。特に、日常生活の中で今後必要になってくるのが毛筆等ではないかなとは思いますが、年賀状だとか、それから祝儀袋など細かいところになりますけども、実際に必要になってくるんじゃないかなと。様々な場面で自信を持って子供たちがそういうところに臨んでもらうような授業が大事なかなと考えております。

先ほどもお話がありましたが、実際の生活に生かす視点がより明確になっている、工夫されている、示されている教科書が良いのではないかなと考えております。

以上です。

今田委員長

ありがとうございました。他に何かございますか。よろしいですか。

それでは、御意見がなければ、次に「社会」の説明をお願いします。では、吉原室長をお願いします。

吉原指導主事
室長

社会のインデックスのついております1ページをお開きください。

社会の答申でございます。社会は、東京書籍、教育出版、光村図書、日本文教出版の4者です。社会に関する児童の学習実態の代表的なものとしたしまして、「社会的事象についての知識が概ね身に付いていること」、「話し合い活動等を通して自分の見方や考え方を出し合って、さらに深めていく活動が必要であること」。また、今後取り組むべき点として、「問題解決的な学習を通して学ぶことで、社会事象と自分とのかかわりが分かり、考えることで自ら進んで社会に参画する態度を培うこと」が上げられております。

2ページを御覧ください。

観点1の(1)では東京書籍、教育出版、光村図書が、観点1の(2)では東京書籍、光村図書が、観点1の(3)では東京書籍、教育出版、光村図書が、観点1の(4)では教育出版、光村図書が、観点2の(1)では東京書籍、教育出版、光村図書が、観点2の(2)では教育出版、光村図書が、観点2の(3)及び(4)、(5)では全発行者が、観点2の(6)では光村図書が、観点2の(7)では東京書籍、光村図書、日本文教出版が、観点3では教育出版、光村図書がより適切であると答申されております。

以上が社会答申でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

今田委員長

所管課からの説明が終わりました。各委員からの御意見等ございましたらどうぞ。長島委員。

長島委員

社会についてなんですけれども、子供たちが地域社会で生活して、それからグローバルなことを身につけ、世界に羽ばたく子供たちを養っていく、という学びをしていく中で、やはり地域、横浜を愛する子供たちが成長することが大事だと思っています。

先ほど、国語の教科書のときにもありましたけれども、やはり教育基本法であるとか、「横浜版学習指導要領」であるとか、そのようなものに適正に対応しているものも必要であるとともに、横浜の歴史や伝統文化というものをちゃんと把握している教科書が適切であるのではないかな。また、それだけでなく、現在の問題点にちゃんと対応しており、どの教科書にもスマートフォンであるとか、そういうことも載っているんですけれども、それがきちんと順番に載せられているものが適切なのではないかなと感じました。

選定するにあたって、大変難しく、子供たち、また教職員が使う上で、自分た

ちで調べ学習や、要するに社会に提供するための学ぶ力をつけていくという観点での選択に悩みながらも、横浜を大事にするというところが必要なのかなというところで考えました。

今田委員長

ありがとうございます。じゃあ、私のほうから一つ。私もこの審議会の答申を尊重しながら、その観点ごとの評価が、その実態を正しく反映しているのかどうかということも、私の立場でいろんな角度から発行者の趣意書等も含めて検討する、そういうことも大事だろうと思いました。

それから、先ほどの横浜の子供たちの学習実態のところ、社会が好きだという関心の割合が低いという話がありましたけども、学習指導要領では3学年、4学年で、この地域のことをしっかり学んだということで、この4者の中では横浜のことを随分たくさん大事にしている教科書もあって、そういう意味で親近感というか興味を抱かせるそういうものもありました。

ただ、採択は全体を通して評価するということですから、そのことと合わせてそれらのバランスも考えながら、一方で興味を抱かせる視点があるかどうかということも、僕は大事な点だと思う。そういう観点から評価を、採択に臨んでいきたいと思っております。

以上です。

坂本委員

よろしいですか。

今田委員長

どうぞ。

坂本委員

今、前のお二方のおっしゃったことと私も同じような線の上で意見を申し上げるんですけども、社会科についてはさっきの国語とは違って、要するに、観点1の非常に基本的なところがより適切なものと、適切でないものがちょっとまだらになっているんですね。そういう意味では、私はここはより適切なほうがいいのではないかと。観点1についてはより適切なものについて注目して見てみました。

それで、特に社会は、社会のことを頭ではなくて、身近なこととして理解して身につけることと、それから学習したことを、社会にどういうふうに生かしていけるかという観点がやっぱり大事だと思うんですね。

そういうことを考えますと、私は何も横浜や神奈川ばかり教えることはいいことだとは思いませんけど、ある程度横浜、神奈川について題材をとると、子供たちはそういうことが近づきやすいですね、アプローチが。ですから、そういう点もある程度は評価すべきだと。そういう点が全く入っていないのはやや残念だけれども、適切ではないなとそう思いました。

それから、もう一つ大事なこと、社会で重要なことは社会の規範意識とそれからモラルですね。特にこれからは情報ですけど、これは社会じゃないとしっかり教育できないんですね。他の教科でもできますけども、本格的なのは社会ですから、その辺りを注目して教科書も見させていただきました。

その結果、私が見たところこの答申は、かなり一致したなという感じで今意見を申し上げました。

以上でございます。

今田委員長

ありがとうございました。他にございますか。それでは、御意見がなければ、次に「地図」の説明をお願いいたします。

吉原指導主事
室長

地図のインデックスがついております1ページをお開きください。
地図の答申でございます。地図は東京書籍、帝国書院の2者です。
地図に関する児童の学習実態については、「地図帳を様々な場面で効果的に活用し、地名やその位置などを地理的に捉えていく必要があること」。また、今後取り組むべき点として、「他教科も含めて意識的に地図帳を活用して地図帳に慣れ親しめるようにすること」が挙げられております。
1ページの下から、観点1の(1)では帝国書院が、観点1の(2)では帝国書院が、観点1の(3)では全発行者が、観点1の(4)では帝国書院が、観点2の(1)では帝国書院が、観点2の(2)では帝国書院が、観点2の(3)では東京書籍が、観点2の(4)では全発行者が、観点2の(5)では帝国書院が、観点2の(6)及び(7)では全発行者が、観点3では帝国書院がより適切であると答申されております。
以上が地図答申でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

今田委員長

ありがとうございました。所管からの説明が終わりました。各委員から御意見ございましたら、どうぞ。間野委員。

間野委員

地図帳というのは4年生から配布されるものでありますけれども、地理だけに使うものではありません。歴史を学ぶ中でも地名が出てきてそれで引いたり、国語の中でも地名が出てきたらそこを引いたりする中で、やっぱり地図がしっかりしているということは当然ながら、それ以外にも情報がたくさんあり、社会の教科書、国語の教科書に書いていないことまでその地図帳を引くことで分かるような地図というのが大切ではないかという、そういう観点から選びました。そういう意味で言うと、様々な調べ学習に使えて、どの授業でもさっと出せるようなそういうハンディさといった観点が重要ではないかと思っています。

今田委員長

ありがとうございます。他にいかがですか。よろしいですか。ありがとうございました。
それでは、次に「算数」の説明をお願いします。吉原室長。

吉原指導主事
室長

算数のインデックスがついております1ページをお開きください。
算数の答申でございます。算数は東京書籍、大日本図書、学校図書、教育出版、啓林館、日本文教出版の6者です。
算数に関する授業の学習実態では、「計算の仕方や図形の性質、特徴についてはよく理解していること」、「場面の状況や操作の意味に基づいて式を的確に読んだり、図や表を観察して問題の解決に必要な情報を選択したりすることに課題があること」、また今後取り組むべき点として「問題解決型学習において、簡潔・明瞭・的確等のよさや表現した内容の質的向上を図っていくことで、思考力・判断力・表現力を高めていくこと」が挙げられております。
2ページをお開きください。
観点1の(1)では全発行者が、観点1の(2)では東京書籍、学校図書、教育出版、啓林館、日本文教出版が、観点1の(3)では東京書籍、大日本図書、教育出版、日本文教出版が、観点1の(4)では東京書籍、教育出版、日本文教出版が、観点2の(1)では東京書籍、大日本図書、学校図書、教育出版、啓林館が、観点2の(2)では東京書籍、大日本図書、啓林館が、観点2の(3)では東京書籍、学校図書が、観点2の(4)及び(5)では全発行者が、観点2の

(6)では東京書籍、学校図書、日本文教出版が、観点2の(7)では大日本図書、日本文教出版が、観点3では東京書籍がより適切であると答申されております。

以上が算数答申でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

今田委員長

所管課からの説明が終わりました。各委員から御意見等ございましたらどうぞ。間野委員。

間野委員

答申にありますように、かなりばらつきと申しますか、いろんなそれぞれ個性的な教科書が出ているというふうに思いました。その中で今、吉原指導主事室長から話がありましたように、横浜市の児童の実態として自分の考えを式や図に表現していくのが苦手だというところがありまして、計算がすごくできて90%近く正答率を持っているんですけども、図や垂直線など表現するにあたってどういうふうに指導し、それを身に付けさせることができるのかという観点を大切にしている教科書ということを見比べてみました。

また、算数は学年が上がるにつれて習熟度の差がつかますので、高学年になったときでももう一度やり直したりキャッチアップができたりするような非常に用語の説明とか、写真や絵や図などの表現が豊富で高学年になってももう一度やりやすいような、分かりやすいようなそういった視点で教科書というのを見てみました。

以上です。

今田委員長

他に何か、教育長、何かありますか。

岡田教育長

つまづくところが大体はっきりしてしまっていて、負の概念、それから小数点とか、分数とかそのところをきちんと丁寧に説明していることが大事なのかなということと、今、間野先生がおっしゃるように反復してやっぱりやることが大事。それから計算できて合っていたら良いというのは少し前の教育ではそれでよかったんだと思うんですけど、今、算数というのはなぜそうなったのかということの子供たちに考えさせていくための教科なので、やっぱりちゃんとそれを教えられるようにできていることは大事だなと思って教科書を見ました。

今田委員長

他にありますか。言いたいことがいろいろあれば、またの時でも結構ですけども、ありがとうございます。

それでは、次に「理科」に移りたいと思います。理科の説明をお願いします。

吉原指導主事
室長

理科のインデックスがついております1ページをお開きください。

理科の答申でございます。理科は、東京書籍、大日本図書、学校図書、教育出版、信州教育出版、啓林館の6者です。

理科に関する児童の学習実態では、「観察、実験を通して身に付ける基礎的・基本的な知識の習得に差があること」、「主体的に問題解決学習に取り組めるように、提示された事物、現象から児童自らが問題意識を持ち、その解決に向けた工夫ができる学習展開をする必要があること」、また今後取り組むべき点としては、「学習した知識や技能が活用されている生活の場や、科学技術に関する情報を紹介し、感心を高めること」が挙げられております。

2ページを御覧ください。

観点1の(1)では全発行者が、観点1の(2)では東京書籍、大日本図書、

学校図書、教育出版、啓林館が、観点1の(3)では東京書籍、大日本図書、学校図書、信州教育出版、啓林館が、観点1の(4)では東京書籍、大日本図書、学校図書、教育出版が、観点2の(1)では東京書籍、教育出版、啓林館が、観点2の(2)では大日本図書、学校図書、教育出版、啓林館が、観点2の(3)では東京書籍、大日本図書が、観点2の(4)では全発行者が、観点2の(5)では大日本図書、学校図書が、観点2の(6)では大日本図書、学校図書、啓林館が、観点2の(7)では全発行者が、観点3では教育出版、信州教育出版、啓林館がより適切であると答申されております。

以上が理科答申でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

今田委員長

所管課からの説明が終わりました。各委員からの御意見ございましたら、どうぞお願いします。長島委員。

長島委員

理科の教科書の6者ある中で、しっかりと読み込ませていただきました。やはり今、興味が余りない、どうしても理科に興味に向かない子が多いという中で、まず興味を引く教科書が大事ななと思いました。その中で、基本的な知識であるとか、技能がきちんと身に付くことが大事であるし、身近なものから未来へのいろいろな科学であるとか、それこそ宇宙であるとか、様々なところにつながるような興味関心を持つような視点を持っている部分が本来の理科の姿なのかなと思います。

やはり観点1のところ網羅されている教科書が適切であるということに加えて、そのようなところが最も注目した点です。横浜型の小中一貫教育を進めるための学習というところの観点を照らし合わせますと、ちょっと悩むところもあるんですけども、子供たちの興味関心を引いて、より自分から学ぶ力、自分から飛び込んでいく力、そういうものが引き出せるような教科書を選びたいと思います。

今田委員長

よろしいですか。どうぞ。坂本委員。

坂本委員

理科については、さっきちょっと教育長もおっしゃいましたが、他の学科のところ、なぜ、どうしてかということが一番大事なことだと思うんですね。ですから、他の学科ですときちっと懇切丁寧に理解するように教えるということは重要なんですけども、理科の場合はそれをやりすぎると芽を摘んでしまうところがあります。ですから、過ぎたるは及ばざるがごとしで、理科の教科書というのは実験と観察が一番基本だと思います。その実験と観察についても、やり方をどうしてこうするんだろうとか、そういうふうな考えられる余地があること、それから出た結果について説明しすぎないで、どうしてこういう結果が出たんだろうと、考える余裕があること、そこが非常に重要なので、余りレイアウトとか説明とか完璧すぎるというのは、教科書としては立派かもしれませんが、ちょっと子供には適当じゃないかなという感じを得ました。

今田委員長

なるほど、なかなか示唆に富む話で。ノーベル賞なんかも、ちょっとした中で出てきたような話が、記憶がありますね。すみません。教育長、どうぞ。

岡田教育長

私も、坂本委員とすごく通じるところがありまして、やっぱり失敗から学ぶことも大切なんですけども、失敗していいものというのを教科の中で考えると、やっぱり理科の実験とかそういうものはとても学びやすいというところがあるの

で、余り丁寧すぎるというのはちょっと引かかる場所があります。もう一つはやはり横浜の理科教育、これまで実績を積んできて子供たちが高学年になるとみんな理科が好きって答えるんですね。そうすると、その先のものをやっぱり考えられるようなものがある。長島委員が未来につながっていくものとおっしゃったことも大事だと思っています。この観点の中には出てこないんですけども、そこはとても大事なことだと思っています。観点の中で、やはり2の(5)のところグローバルな世界観みたいなものをしっかり持っているというところもまた大事で、科学的な思考回路というものを育てていくときに、グローバルな意識ってとても大事だと思っています。それから、先ほど長島委員もおっしゃっていましたが、実験する、あるいは自然観察をするというときに、余り情緒的にならずに科学的思考で考えていけるようなものがやっぱりいいというふうに思いますし、科学の力、サイエンスの力を理科教育の中に見ていくという視点で教科書を見ていきたいなと思います。

今田委員長

他にございますか、よろしいですか。それでは、ありがとうございます。では、次に「生活」の説明をお願いします。

吉原指導主事
室長

それでは、生活のインデックス1ページを、おめくりください。

生活の答申でございます。生活は、東京書籍、大日本図書、学校図書、教育出版、信州教育出版、光村図書、啓林館、日本文教出版の8者です。

生活に関する児童の学習実態については、「実体験を伴った知識が乏しいこと」、「児童の実態を踏まえ、個性、能力、特性を伸張する学習計画を作成したり、個々に応じた支援、指導を展開させたりしていく必要があること」。また今後取り組むべき点として「活動や体験を通して、気づきを深め広げる探究的な問題解決学習を行うこと」が挙げられております。

2ページを御覧ください。

観点1の(1)及び(2)、(3)では全発行者が、観点1の(4)では東京書籍、大日本図書、学校図書、教育出版、光村図書、啓林館、日本文教出版が、観点2の(1)では光村図書、啓林館、日本文教出版が、観点2の(2)では東京書籍、大日本図書、学校図書、信州教育出版、光村図書、啓林館、日本文教出版が、観点2の(3)では全発行者が、観点2の(4)では東京書籍、学校図書、教育出版、日本文教出版が、観点2の(5)では大日本図書、光村図書が、観点2の(6)では学校図書、教育出版、光村図書が、観点2の(7)では全発行者が、観点3では東京書籍、学校図書、教育出版、光村図書、啓林館、日本文教出版がより適切であると答申されております。

以上が生活答申でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

今田委員長

所管課からの説明が終わりました。委員の皆さんで、御意見ございましたらどうぞ。長島委員。専門家として。

長島委員

子供は、理科や社会が好きだと思うものですから、その理科や社会につながるものが生活の教科だと思っております。やはり国語のように読んで学ぶとか、算数のように問題や解き方を見て学ぶものではなく、生活の教科書はやはり生活自体が実体験や身の回りのことであるとか、人との関わりであるとか、自ら気付く力を養えるか、教科書でいえばそういうことをさせる教科書が適切だと思っています。ですので、限なく比較させていただいた中で、同じような図柄であっても、自ら気が付くことのできる教科書というものを見つけたんです。同じような

構図で同じようなものがどの教科書にも書かれていたんですが、目に飛び込んでくるんですね。それはどういうことかといいますと、季節感であるとか、行事であるとか、季節の風物詩であるとか、体で感じて覚えていくことが目で体験できるというところにちょっと着目しました。

今の時代、なかなかこの横浜という広い中、いろんな土地柄がある中で、全てを体験することができないですね。季節のことであるとか。それを、このある一定の教科書は、それを一目瞭然に網羅しているなというのを感じるものがありましたので、それを。自分の生きる力につなげられるというふうに感じました。

今田委員長 ありがとうございます。入内嶋部長にとっては仕事にも応用できるような話ではないですか。

長島委員 是非よろしくお願いします。

入内嶋指導部長 はい。

今田委員長 よろしくお願いします。他にございますか。ありがとうございます。それでは、御意見がなければ、次に「音楽」の説明をお願いいたします。

吉原指導主事室長 音楽のインデックスがついております1ページをお開きください。
音楽の答申でございます。音楽は、教育出版、教育芸術社の2者です。
音楽に関する児童の学習実態といたしまして、「音楽への関心が高く、意欲を持って活動していること」、「互いの音楽表現を聴き合い、高め合う場面で、言語活動を伴い、歌ったり演奏したりすることなど、音を介して高め合うことが求められること」。また、今後取り組むべき点として「リズムなど音楽の大切な要素を意識しながら、見通しを持って音楽をつくる力を高めること」が挙げられております。

1ページの下を御覧ください。

観点1の(1)及び(2)、(3)、(4)では全発行者が、観点2の(1)では教育出版が、観点2の(2)では教育出版が、観点2の(3)では教育出版が、観点2の(4)では全発行者が、観点2の(5)では教育芸術社が、観点2の(6)では全発行者が、観点2の(7)では教育出版が、観点3では教育出版がより適切であると答申されています。

以上が音楽答申でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

今田委員長 所管課から説明が終わりました。委員の皆さんで御意見がございましたら、どうぞ。西川先生が一番最後のほうがいいでしょうかね。長島委員、どうぞ。

長島委員 素直に、2者を拝見したときに感じたことだけをちょっと申し上げますと、1者のほうは目で見てそれを音楽にするんだなって感じました。もう一者のほうは、音符やリズムやそういう音楽で使う要素から音楽を感じて想像するのだなというのが開いたときの印象です。どちらが音楽に適切かなというふうな観点で選びたいと思います。

今田委員長 教育長も何かあるんじゃないですか。

岡田教育長

横浜の場合は、音楽は個別支援学級の子たちも1年から6年まで一緒に学びます。ですから、教科書が余り書きすぎてごちゃごちゃしていると、ちょっと混乱するかなという思いもありまして、やはりシンプルに落ち着いて書いてあるほうが良いと思います。それから、特に観点2の(5)あたりがやっぱりとても大事なところだなと思っていますので、それをしっかり見て決めたいなと思います。

今田委員長

私も1つだけちょっと、余り音楽的な感性はないんですけども、でもその音楽というのはうれしいときも、楽しいときも、寂しいときも何か口ずさむと、やっぱり心に触れるものであり、情操教育という意味では大変大切なものだと思います。そういう意味で、基礎基本が第一じゃないかな。時代背景もあって、なかなかビジュアルな豪華な感じのものを求められることもあるんですけども、やはり原点のところはそういう情操教育、想像力を豊かにするようなものももちろんあるんだけど、もう少し何かいま一度、落ち着いた感じで学ぶことも大切ではないかな、そこにこの日本の音楽のすばらしさみたいなのをしっかり感じられるんじゃないかなと。そういう視点を、私は大切にしたいなと思っております。

坂本先生、何かおありですか。

坂本委員

いえ、もう皆さんがおっしゃったんですけども、でも指していただいたんで。変な話ですけど、例えば目が不自由な方というのは音にもものすごく敏感ですよ。人が聞こえないような音の違いが聞こえるということは、やっぱり私は音に対して見えるということは良い場合もあるけど、良くない場合もあると。特に、教科書では心の中にイメージーションをつくる時に、まず音を、さっき音を介しておっしゃいましたが、それは大事なことで、音を介してイメージーションを磨くことが大切なので、先に目を介することはちょっと妨げになるかなと。皆さんおっしゃったことと同じで、繰り返しで恐縮ですが、そう思いました。

今田委員長

では、最後に専門家として西川先生、お一つどうぞ。

西川委員

今、委員の先生方からお話があったように私も感じます。音楽というのは、一生残って友として歩んでほしいなというふうな思いがあるのですが、大きく分けると表現領域と鑑賞領域があると思います。それが上手く絡み合っただけで心の中をいろいろと育てていくものだと思うんですが、小学校ではその入り口なんですけれども、もっといえば幼児期から良い音楽に触れさせるということはとても大事なことです。ここでは学校教育ですので、小学校の段階では本当にいろいろと見せていただいているんですが、いろんな取組をして子供たちが以前よりもリズム感も良いし、いろんなことを学ぼうという意欲がとても感じられる教育をしているなと私は思っております。まずそれが第一です。

音楽が本当に好きだよということにもっていくためには、本当に基礎的なことも上手に、飽きずに、大事なんだよということを含めて、日ごろの音楽活動の中に取り入れて、能力を伸ばしながら、そして音楽って楽しいんだ、もっとやってみようかということにもっていけたらいいのかなと。それから、先ほど音というのが出ていましたけれども、世の中にはいろんな音があります。でも、その音がどうかなと見極められること、それから本当に一番大事なものは、倍音なんですよ。いろんな音を掲げるときに、機械音も大事だと思うんですけども、そういう倍音がすごく大事なものと、合唱が大事なものとかがあって、本当の音の大切さが学べるような感性を育てることが大切かなと。そういうことが身に付いていきますと、豊かな情操を養うというような、大きな目的に行き着くのではな

いかなと思っております。

今、教科書の話になりますけれども、両者をよく何遍も何遍も見させていただきました。本当によく努力して、いろんな角度から編集されているなど感心するところもたくさんありました。ただ、先ほどから、お話がありますが、音楽は音なんですね。ですので、そのカラフルな部分もすごく良くて、子供の目が引くと思うんですけれども、そちらから入るよりも、ローカルな音から入るほうが良いんじゃないかなと私も感じております。

それから、学習の目当てだとか、今日はどういうことをやるのかなっていう、先生がどんなふうにして勉強をするのかなっていう目当てが、先生方も親ごさんも分かるでしょうけど、子供によく分かる、そういうものもあったりとか、それから先ほどお話がありました、教科書を見て、音符だとか、それからリズムだとか、旋律だとか、ぽっと入ってくるような編集をされているものもありました。

また、私がとても気になったのが、例えば、歌唱教材でこういう一つの教材を扱って、その作曲家は、世の中でいうとすばらしい作曲家だけれども、関連して、他のところでもこういうふうな人なんだよっていうことも大事かなと。音から入って、こういう曲をつくった人が、こういった感じの人だったんだと知ること、音楽に対する理解がすごく深まっていく、広がっていくというものになるんじゃないかなというふうに感じておりました。

それらのことを考えまして、全体的にシンプルで、そして内容が豊かで、そして分かりやすいものがよいのではないかなと感じまして、落ち着いた編集をされているものと、ちょっと今回は、すごくビジュアル的にすばらしいものというのが、ビジョンが出たなという感じがしております。どちらをとるか、これから一生懸命考えたいと思います。

今田委員長

ありがとうございました。
それでは次に、図画工作の説明をお願いします。

吉原指導主事
室長

図画工作のインデックスの1ページをお開きください。
図画工作の答申でございます。
図画工作は、開隆堂、日本文教出版の2者です。

図画工作に関する児童の学習実態は、「自分の表現次第の具現化のために、様々な文具を使おうとする児童が多くなってきていること」、「児童の生活の中で、発想や構想の能力を育成したり発揮したりする活動を続けていく必要があること」。また、今後取り組むべき点として、「作品や表現の活動を通して、様々な人々とコミュニケーションを図り、豊かな生活を生み出すことができること」が挙げられております。

1ページにお戻りください。

観点1の(1)及び(2)、(3)では全発行者が、観点1の(4)では開隆堂が、観点2の(1)では全発行者が、観点2の(2)では開隆堂が、観点2の(3)では開隆堂が、観点2の(4)では日本文教出版が、観点2の(5)では全発行者が、観点2の(6)では開隆堂が、観点2の(7)では開隆堂が、観点(3)では開隆堂がより適切であると答申されております。

以上が、図画工作答申でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

今田委員長

所管課から説明が終わりました。委員の皆さんのご意見がございましたら、どうぞ。西川先生。

西川委員	<p>2者あったんですけれども、本当に選ぶのが酷だなという感じがいたしました。両者とも本当に優れているのですが、まず子供たちの学ぶ意欲だとか、それから想像力とかを非常に高めるものになっているかということが大きな視点かなと感じました。そして、自分の考えたことを、一つのをいろいろ使いながら発想できる、そういう表現ができるものも図画工作の特徴なのかなというふうに感じます。とても写真もきれいでカラフルで、色彩の豊かなもの、本当に目に飛び込んでくるものと、また学習の目当てを明確にしながら、幼・保・小・中ともつながりが見えるようなものがあったように感じます。ただ、本当に両者ともすごく工夫しておりまして、「横浜版学習指導要領」に基づいて授業が展開されるには、どちらがふさわしいのかなというところが、悩むところでございます。</p>
今田委員長	<p>他にございますか。よろしいですか。 それでは、次に家庭の説明をお願いいたします。</p>
吉原指導主事 室長	<p>家庭のインデックスがついております1ページをお開きください。 家庭の答申でございます。 家庭は、東京書籍、開隆堂の2者です。 家庭に関する児童の学習実態は、「生活経験に乏しく、家庭生活の中で、家族や衣食住についてのかかわりを認識している児童が少ないこと」、「生活経験や手先を使った活動の経験が少ないことから、玉結び、玉どめ、包丁の扱いなど、基本的な技能の修得に時間がかかることが多く、軽易なものから複雑なものへと段階を追って繰り返し学習していく必要があること」。また、今後、取り組むべき点としては、「学校で学んだ基礎的・基本的な知識及び技能を実際の生活の場で生かし、より良い生活を工夫できるようにすること」が挙げられております。 1ページの下を御覧ください。 観点1の(1)及び(2)、(3)、(4)では全発行者が、観点2の(1)及び(2)、(3)、(4)では全発行者が、観点2の(5)では開隆堂が、観点2の(6)では全発行者が、観点2の(7)では全発行者が、観点3では開隆堂がより適切であると答申されております。 以上が、家庭答申でございます。よろしくご審議をお願いいたします。</p>
今田委員長	<p>所管課から説明が終わりました。 委員の皆さんで、ご意見がございましたら、どうぞ。専門家、長島先生、どうぞ、よろしくお願いします。</p>
長島委員	<p>どちらも、その経緯であるとか、つくり方であるとか、概ね同じような形で掲載されていますので、内容としては、どちらも問題がないと思います。 ただ、この今お話があったように、やはり家庭での経験が少ない、核家族化であり、兄弟や家族が同じ時間を過ごす時間が少ないという中で、体得していくためには、やはり少しでも分かりやすい教材が、より適切なのかなと感じました。 どちらも、例えば一つのつくり方にしても、時系列は書いているんですが、それがより明確であるのが適切なのかなと。 一つ感じたんですが、私たちの時代と違いまして、「こうしなさい」ではなく、「こうしよう」という投げかけがすごく特徴的になりまして、「何をします」とか、「しましよう」とかではなく、「何とかしよう」、「何とかだね」という投げかけの上、自然に体に入ってくるような教科書なんだなというものを感</p>

じました。ものすごく温かい言葉に引かれたのですが、時系列の分かりやすさ、一目見て、自分が今どの順番にやっていけばいいのかという観点から選定します。

今田委員長

ありがとうございました。他によろしいですか。
それでは次に、最後になりますが、保健の説明をお願いします。

吉原指導主事
室長

保健のインデックスのついております1ページをお開きください。
保健の答申でございます。
保健は、東京書籍、大日本図書、文教社、光文書院、学研教育みらいの5者です。
保健に関する児童の学習実態につきましては、「成功体験や自己有用感を得たり、活動の見通しが持てたりすることについては、積極的に取り組む傾向があること」、「学習した内容が、直接自分の身体や生活と結びつき、生活に生かすための実践力を育成すること」。また、今後、取り組むべき点としまして、「健康課題全般に対する関心や意欲を高め、得た知識が実践する力につながるよう、より主体的な学習を展開すること、が挙げられております。

1ページの下を御覧ください。

観点1の(1)及び(2)では全発行者が、観点1の(3)では東京書籍、学研教育みらいが、観点1の(4)では全発行者が、観点2の(1)では東京書籍、大日本図書、光文書院、学研教育みらいが、観点2の(2)では東京書籍、大日本図書、文教社、学研教育みらいが、観点2の(3)では全発行者が、観点2の(4)では光文書院、学研教育みらいが、観点2の(5)では全発行者が、観点2の(6)では東京書籍、文教社、学研教育みらいが、観点2の(7)では東京書籍、光文書院、学研教育みらいが、観点2の(8)では全発行者が、観点3では東京書籍、大日本図書、学研教育みらいがより適切であると答申されております。

以上が、保健答申でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

今田委員長

所管課からの説明が終わりました。委員の皆さんで、ご意見がございましたら。間野委員。

間野委員

心とからだの健康というのは、もう何をする上でも基礎的であるわけでありませけれども、本市の学力・学習状況調査を見ますと、児童の睡眠時間が不足しているという結果が出ています。

睡眠はしっかりとるようにということを学習しているわけなんですけれども、それがなかなか実践に結びついていない。学んだことによって、生活習慣、それが自分で改善していつているようなそういう教科書という視点で見ました。また、他の教科にもつながっていくところがありますので、そういったところのつながり、そして、心の健康が最近、特に問題とされているわけですが、インターネット上のトラブルの問題だとか、そういったものにも触れているかどうか、そういう今日的な課題についても取り上げているかどうかという観点で評価をいたしました。以上です。

今田委員長

他に何かございますか。どうぞ。

坂本委員

情報機器については、どの教科も大切に、重要な項目として評価されているん

ですが、例えば保健のところなんかは、インターネットの正しい使い方とか、それからインターネットのトラブルというような一般的なことから、やっぱり悩みや不安の相談、それから食事バランスガイドの読み方などに、どういうふうに情報機器が使えるかというような、何か保健にかかわる身近なことで、その機器の重要性、ICTの重要性をうたうような、そういうことがやっぱり必要じゃないかなど。

何か、ちょっと今、情報機器、情報機器というものですから、全ての教科で使い方を教えていないとか、トラブルが何かとか言うんですけど、必ずしもそういうのがそんなに必要ではない教科もありますので、その辺りでちょっと保健は如実に出ているなと思いましたので、一言申し上げました。

今田委員長

ありがとうございました。これで、教科ごとの説明が全部終わったんですが、トータルで何か言いそびれたというようなことがございましたら、どうぞ。よろしいでしょうか。

それでは、以上で、全ての教科の説明及び意見交換が終了いたしました。

これより採決を行います。

採決の方法につきましては、教育委員会会議規則第27条に基づき、挙手、記名投票及び無記名投票による方法がありますが、いかがいたしましょうか。

よろしいでしょうか。はい、どうぞ。長島委員。

長島委員

前回、22年度のときは、無記名投票と伺っておりますので、同様によいのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

今田委員長

分かりました。ただいま長島委員より、無記名投票がよいのではないかとのご意見がありましたが、皆さん、いかがでしょうか。よろしいですか。ご異議はございませんか。

各委員

<了 承>

今田委員長

それでは、ご異議がなければ、今回の小学校用教科書の採択は、無記名投票による採決といたします。

投票結果の取り扱いについて事務局から、投票方法等について事務局から説明をお願いします。

伊東総務課長

今回の小学校用教科書については、複数の教科書の中から採択することになりますので、過半数を得票したものを採択するということにいたします。

また、得票数が同数の場合は、教育委員会会議規則第29条で、「可否同数の場合は、委員長がこれを決定することができる」との規定となっておりますので、委員長に決定していただければと思います。

今田委員長

ただいま事務局から説明がありましたが、過半数を得票した場合には、その教科書を採択し、得票数が同数の場合には、会議規則第29条に基づき、私が決定するというところでよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

今田委員長

それでは、そのようにいたします。

投票用紙の配付他、進行については、事務局でお願いいたします。

伊東総務課長

それでは、投票を進めさせていただきます。

これから、委員の皆様、教科書種目ごとに投票用紙をお配りいたします。各種目について、採択すべきと思う発行者名に丸をお付けください。複数の発行者に丸をつけると無効になりますので、御注意ください。

書き損じをされた場合には、はっきりと分かるように消していただきまして、新たに選ばれたものに丸をお付けください。

記入が終わりましたら、事務局が投票箱を持って席を回りますので、投票用紙をその投票箱の中にお入れください。

何かお分かりにならない点はございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、投票用紙をまず国語から配らせていただきます。

<投票用紙の配付>

長島委員

質問をよろしいですか。鉛筆で構わないんですか。ペンですか。

伊東総務課長

構いません。

投票用紙は、皆様のお手元に行きましたでしょうか。

それでは、国語の記入をお願いいたします。

記入がお済みでしたら、投票をお願いいたします。

まず、投票箱について、空であることの確認をお願いいたします。

それでは、投票用紙を記載されているメモを内側に二つ折りにして、中にお入れください。お願いいたします。

<投 票>

伊東総務課長

それでは、次に書写の用紙を配ります。

<投票用紙の配付>

伊東総務課長

それでは、回収をいたしますので、空箱をご確認の上、二つ折りにして中に入れてください。

<投 票>

伊東総務課長

それでは、社会の用紙を配らせていただきます。

<投票用紙の配付>

伊東総務課長

それでは、投票をお願いいたします。

<投 票>

伊東総務課長

次に、地図の用紙を配ります。

<投票用紙の配付>

伊東総務課長 よろしいでしょうか。では、投票をお願いいたします。

<投 票>

伊東総務課長 算数の用紙をお配りいたします。

<投票用紙の配付>

伊東総務課長 それでは、投票をお願いいたします。

<投 票>

伊東総務課長 理科の用紙を配ります。

<投票用紙の配付>

伊東総務課長 それでは、投票をお願いいたします。

<投 票>

伊東総務課長 生活の用紙を配ります。

<投票用紙の配付>

伊東総務課長 投票をお願いいたします。

<投 票>

伊東総務課長 音楽の用紙を配ります。

<投票用紙の配付>

伊東総務課長 投票をお願いいたします。

<投 票>

伊東総務課長 図画工作の用紙を配ります。

<投票用紙の配付>

伊東総務課長 投票をお願いいたします。

<投 票>

伊東総務課長 家庭の用紙をお配りします。

<投票用紙の配付>

伊東総務課長 投票をお願いいたします。

<投票>

伊東総務課長 保健の用紙を配ります。

<投票用紙の配付>

伊東総務課長 それでは、投票をお願いいたします。

<投票>

伊東総務課長 これで、全ての教科種目の投票が終了いたしました。
集計が終わりますまで、しばらくお待ちください。

<集計>

今田委員長 総務課長から、何か言っていただくことは、ないですか。

伊東総務課長 はい。委員長、集計の発表をお願いいたします。

今田委員長 では、集計結果の報告がありましたので、発表いたします。
国語は、光村図書6票、よって光村図書といたします。
書写は、光村図書1票、日本文教出版5票、よって日本文教出版といたします。
社会は、教育出版5票、光村図書1票、よって教育出版といたします。
地図は、帝国書院6票、よって帝国書院といたします。
算数は、東京書籍6票、よって東京書籍といたします。
理科は、大日本図書1票、学校図書5票、よって学校図書といたします。
生活は、光村図書5票、日本文教出版1票、よって光村図書といたします。
音楽は、教育出版1票、教育芸術社5票、よって教育芸術社といたします。
図画工作は、開隆堂3票、日本文教出版3票、開隆堂と日本文教出版の票数が同数ですので、開隆堂といたします。
家庭は、東京書籍1票、開隆堂5票、よって開隆堂といたします。
保健は、東京書籍2票、学研教育みらい4票、よって学研教育みらいといたします。以上です。
よろしいですか。全ての教科の採決が終了しましたので、確認のため、事務局から小学校用教科書の採決の結果について、報告をお願いします。

伊東総務課長 それでは、採決の結果についてご報告します。

国語は、光村図書。書写は、日本文教出版。社会は、教育出版。地図は、帝国書院。算数は、東京書籍。理科は、学校図書。生活は、光村図書。音楽は、教育芸術社。図画工作は、開隆堂。家庭は、開隆堂。保健は、学研教育みらい。以上でございます。

今田委員長 ただいま事務局から採決結果について報告がありました。以上のとおり採択してよろしいでしょうか。

各委員 <了 承>

今田委員長 それでは、小学校用教科書については、そのとおり採択いたします。教科書採択に係る審議資料の関係で、所管課から追加で何かありますか。どうぞ。

入内嶋指導部長 本日、教科書採択に係る審議資料につきましては、午後4時を目途に、市民情報センターのほうに配架いたします。

なお、小学校の採択結果につきましては、ホームページでも、準備ができ次第、公表したいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

今田委員長 それでは、そのようお願いします。

以上で、教委第34号議案「特別支援学校及び小・中学校個別支援学級用教科書、高等学校用教科書並びに小学校用教科書の採択について」の審議は、終了します。

本日の案件は、以上となります。

その他委員の皆さんから何かございますか。

事務局から、何か報告事項がありますか。

伊東総務課長 7月22日、7月24日、それぞれ1団体から、市立学校における読み聞かせ会に関する要望書が提出されました。

これらにつきましては、事務局で対応調整の上、教育委員会で審議が必要な場合は、次回以降にお諮りしたいと思います。

次回の教育委員会臨時会は、8月22日金曜日の午前10時から開催する予定ですので、よろしくお願いいたします。

今田委員長 皆さん、よろしいでしょうか。

それでは、次回の教育委員会臨時会は、8月22日金曜日の午前10時から開催する予定です。別途通知しますので、御確認ください。

これで、本日の教育委員会定例会を閉会といたします。

傍聴の方は、御退席願います。また関係職員の以外の方も、御退席ください。

なお、教育委員の皆様は、連絡事項がございますので、このままお待ちください。

[閉会時刻：午後0時11分]